

第3回「武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する検討会」 における各委員からの主な指摘事項

資料2についてはボランティアがNPO法人になっているものもあり、法人格を持つ団体がほとんど無いような印象を与える書きぶりであるため本文に合わせて修正が必要。また、民間派遣業者や災害ボランティアを活用することについては、反復的に武力攻撃が行われているような状況においては、安全確保の観点から機能することが難しいことも想定される。原則、地域の共助として、住民団体などに協力を求め、可能であれば民間派遣業者や災害ボランティアを活用するというスタンスにするべきか。

外国の外国人からの照会については、在外公館に照会がいくことが考えられ、在外公館としてもそのようなニーズに対し対応する必要があるのではないかと。外務省側と前向きに検討して欲しい。

日本赤十字社では、現在、自然災害や戦争時の安否照会に対して対応しているが、自然災害に比べて戦争時は国の機関が機能していない状態にあるため、対応がより困難となる。これまでの安否照会は1件当たり2、3ヶ月～数年をかけて照会に回答しており、今回の検討会で議論をしているような発災直後からの安否照会への回答については、内部でも検討が必要な状況にある。

被災者が永住権を持っている外国人などについては、地方公共団体は、平素から日本国籍の住民同様のサービスを行っており、永住権を持つ外国人については、市役所に安否情報の照会があることが想定される。法律の解釈で外国人に係る照会について、地方公共団体が回答できないとすることではないのであれば、例外的に地方公共団体の窓口で柔軟に対応できるよう記述して欲しい。

行方不明者については、現在考えているシステムでは、対応できないようだが、家族の心情も考えると、行方不明者をリスト化してこのシステムで誰が見つかっていないかということについて分かるようにできないか。

行方不明者を災害発生時に個人名まで特定して行政機関が認定することは、初動の時点では非常に運用するのが難しい。家族から照会があった場合、ファイリングしておくなど別のスキームで考えるべきではないか。

マスコミでは、安否照会があった場合、単に連絡が取れない人か本物の行方不明者であるかについては、区別している。事態によるが、安否照会のほとんどが、単に連絡がとれないだけの者であることが多く対応に苦慮している。行政機関としてはそのようなニーズに対し、どのように対応するかを整理しておく必要はあるだろう。

消防庁では、死者数、行方不明者数、負傷者数などについては、別途集約して公表を行っている。安否情報の照会回答については、行政機関として、照会に係る者の情報を持っていないということを明示する以外には対応できないのではないかと。そもそも法律的に、行方不明者を収集するということの根拠はない。

現場レベルでは、行方不明者に関する照会は家族等から多く寄せられるが、行方不明者の認定については、警察が現場検証等をしていく中で、本人確認がとれない者を行方不明者として認定し絞っていく。単に連絡がつかない者までこのシステムに入れてしまうと照会に対応しなくてはならない人数が多く、自治体では対応ができないと考える。

警察は、行方不明者を公表する場合、行方不明者数だけか、年齢と住居市町村名のみを公表としている行方不明者かどうか疑わしい状況において、行政機関が特定した個人を行方不明者と認定し、公表・回答することは、誤謬を考慮すると難しい。

行政機関が行うこととされている各国民保護措置の活動状況やマンパワー不足を考慮し、行方不明者については、原則照会に対して回答をしないということ報告書に記述しておくべき。

安否情報の収集や回答事務のボランティア等への協力については、地方公共団体や関係機関の国民保護計画において今後反映される必要があり、周知を図って欲しい。

安否情報システムの構築に当たっては、予算上の制約や事態想定にもよるが自然災害に対応することも想定し、大規模な事態に対応できるよう少しずつ増設等が可能なシステムにする必要がある。

個人情報保護法の趣旨は、そもそも個人情報の保護を目的とするものではなく、個人情報を有効に利用するためのルールを定めたものであるため、個人情報の有効活用の趣旨を記述すべきではないか。

災害時要援護者の個人情報については、個人情報保護に配慮しつつ、積極的に行政が既に保有している個人情報を活用すべきという合意が政府内でも取れつつあり、国民保護においても災害時要援護者については、同様の議論がある。個人情報の有効活用の論点は重要であろう。

自然災害における公表にかかる統一的な基準については、世間の関心も高いと思われる。今後消防庁でもっと議論をされるべきだろう。

安否情報システムは自然災害で使っていかなないと風化してしまうため自然災害で積極的に使用していくことが重要である。今後は自然災害時の使用について積極的に周知されると共に自然災害時も安否システムの訓練を行うなどの取組をお願いしたい。

武力攻撃事態時においては、日本赤十字社の責務が法律で規定されているが、災害においてはそのような規定はない。日本赤十字社の設立趣旨からも戦争時の対応を基本に考えており、自然災害時の外国人の安否情報に関する対応についてはその旨配慮頂きたい。

WEB171については、全国展開を行っているが、AUやJ-PHONEは災害伝言板をエリア限定でアクセスさせることとしている。安否情報システムもエリア限定も含めて今後議論頂きたい。

医療機関での安否情報の入力については、現在医療機関に導入されているemisと連携できるよう安否システムの構築に当たっては、厚生労働省との調整をお願いしたい。

自然災害時に安否情報システムを活用することに当たっては、ボランティア、派遣業者の費用支弁などにおいて一定の整理をしておくことが必要である。

座長から、今回の意見を踏まえ、事務局が検討会報告書素案を修正した後、委員に確認した上で、座長調整の上、報告書を完成させることとし、本検討会を終了することを委員が了承した。